

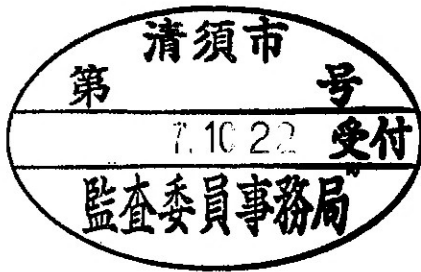
清須市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242号第9項の規定により、住民監査請求に係る勧告について、別添の通り清須市から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和7年10月23日

清須市監査委員 黒川 了一

清須市監査委員 天野 武藏



7 清須士第 1 2 7 6 号

令和 7 年 1 0 月 2 2 日

清須市監査委員 黒 川 了 一 様

清須市監査委員 天 野 武 藏 様

清須市長 永 田 純 夫



住民監査請求に係る勧告に基づく措置の実施について（通知）

地方自治法第 2 4 2 条第 9 項の規定により住民監査請求に係る勧告に基づく措置を下記のとおり実施したので、同項の規定により通知します。

記

1 勧告年月日 令和 7 年 9 月 2 5 日

2 勧告の内容

項目	勧告の内容
樹木等および廃棄物	市長は、本件請求に係る市有地に植えられた樹木等を撤去し、原形復旧するための措置を 6 0 日以内に講じられたい。 市長は、本件請求に係る市有地に投棄された廃棄物を処分し、原形復旧するための措置を 3 0 日以内に講じられたい。
駐車車両	市長は、本件請求に係る市有地に駐車する車両を撤去し、原形復旧するための措置を 3 0 日以内に講じられたい。

3 措置の内容

項目	措置の内容
樹木等および廃棄物	使用者に対して、市有地に植えられた樹木等を撤去し、かつ、投棄された廃棄物の処分を併せ、勧告があった日から 6 0 日以内を目途に原形復旧するよう指導した。
駐車車両	土地所有者に対して、使用者へ車両を移動するよう指導し、車両の移動を確認したのちバリケードにて封鎖した。

4 措置の年月日

項目	措置の年月日
樹木等および廃棄物	令和7年10月 1日 使用者への撤去及び処分の指導
駐車車両	令和7年 9月26日 土地所有者への指導 令和7年10月 3日 駐車車両の移動確認及び封鎖

令和7年10月17日撮影



令和7年10月17日撮影



令和7年10月17日撮影



令和7年10月17日撮影

